

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年6月5日 第9号
件名	議員選出監査委員の廃止を巡るメリット・デメリットについて区民への情報提供と情報共有を求める 請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 文京区において真の「協働・協治」を実現する会 代表 屋和田珠里
紹介議員	沢田けいじ
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	議会運営委員会

## 請願理由

地方公共団体における監査制度の充実強化を目指した地方自治法等の一部改正（平成 29 年 6 月 9 日公布／平成 30 年 4 月 1 日施行）により、議会選出監査委員（以下、「議選監査委員」といいます。）を選出しなくてもいいようになりました（\*1）。

改正に先立つ総務省の「地方公共団体の監査制度に関する研究会報告書（概要）」（平成 25 年 3 月）によれば、監査委員の専門性及び独立性について、「監査委員の専門性及び独立性を高めることが必要」「議員から選任される監査委員は地方公共団体の内部の者であり、専門性及び独立性が不十分」との意見が出されています。

議選監査委員を巡る問題点としてはかねて、「中立性の困難さ」「専門性の欠如」「議員活動との両立の難しさ」「執行機関の中に議員が入るというガバナンス上の原理的な問題」（\*2）等が指摘されてきたところでもあります。

また、議選監査委員が監査委員として知り得た情報を基に、議員活動報告や一般質問の中で取り上げることほどの程度許されるかという問題も長年、議論になってきたところです。

監査制度の充実強化はそれだけに留まるものではなく、地方公共団体の内部統制の充実強化につながるものであり、議選監査委員に代わり専門的な高い識見を持つ外部委員とすることは文京区の内部統制強化に寄与すると考えます。そこで貴議会に対し、以下の請願を致します。

## 請願事項

- 1 貴議会が考える、議員の中から監査委員を選出することのメリット／デメリットを貴議会ホームページに記載してください。
- 2 貴議会として、議選監査委員の廃止について区民が傍聴できる場で検討し、その結果を区長に報告してください。
- 3 議選監査委員の廃止をすると、議会の機能低下の懸念があるようであれば、機能低下を補うための制度保障も併せて調査・研究を区民が傍聴できる場で行い、併せてその過程、結果を貴議会ホームページで報告してください。

(\*1) 地方自治法第 196 条第 1 項・・・監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

(\*2) 議選監査委員制度の根源的な問題点として、議事機関の構成員でありながら、執行機関の特別職になるという制度設計は好ましくないとして「二元代表制の理念に反する」という意見がある。